第18号様式

空き家改修等支援金（福島県外からの移住者）の交付申請に関する確約書

　私は、空き家改修等支援金の交付申請に当たり、次のとおり確約します。

【確約事項】＜該当する項目にチェックマーク「✓」を記入すること。＞

いずれか選択

□　申請時点で川俣町に居住している場合

・　自らの意思で、福島県外から川俣町に移住し、対象工事等を行った空き家に空き家改修等支援金の交付申請日から５年以上継続して居住し、就業又は起業することを確約します。（同支援金交付要綱第５条（１）ア①(ｴ)）

□　申請時点で川俣町に居住していない場合

・　交付決定を受けた対象工事等（以下、「交付対象事業」という。）の完了の日から２か月以内又は交付申請年度の２月２８日のいずれか早い日までに川俣町に転入（住民票の異動）することを確約します。（同支援金交付要綱第５条（１）ア②(ｲ)）

・　自らの意思で、福島県外から川俣町に移住し、対象工事等を行った空き家に転入後５年以上継続して居住し、就業又は起業することを確約します。（同支援金交付要綱第５条（１）ア②(ｳ)）

□　就業に関する要件を満たそうとする場合

・　次の(ｱ)から(ｵ)の全てに、交付申請年度の２月２８日までに該当することを確約します。（同支援金交付要綱第５条（１）イ）

(ｱ) 週２０時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること、又は、自ら事業（一次産業を含む）を営んでいること。

いずれか選択

(ｲ) 申請時に就業の実態を確認できること。

(ｳ) 国家公務員又は地方公務員、独立行政法人職員、国又は地方自治体の行政機関、国又は福島県の出資する法人（第３セクター含む）への就業では原則ないこと。ただし、市町村等職員のうち、医療・福祉・介護・保育等の現業職員は除く。

(ｴ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。

(ｵ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する業務でないこと。

□　福島県１２市町村起業支援金の交付決定を受けている場合（確約事項なし）

　　　年　　　月　　　日

川俣町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名